

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成15年12月から16年3月までは16万円、同年4月から17年12月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は17万円、同年12月10日は20万円、17年8月10日は17万円、同年12月10日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月1日から18年1月1日まで  
② 平成16年8月10日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年8月10日  
⑤ 平成17年12月10日

申立期間①について、私は、A社に勤務しており、オンライン記録上の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、給与総支給額は17万円程度だったと記憶している。

「平成19年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を保管しているので、申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②から⑤までについて、賞与の記録も欠落しているが、年2回、

10万円から20万円程度の賞与を支給されていたと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、税務署から提出された「平成16年分、18年分給与所得の源泉徴収票」、B市から提出された「平成18年度住民税の賦課資料」及び申立人から提出された「平成19年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の源泉徴収票及び平成18年度住民税の賦課資料等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月から16年3月までは16万円、同年4月から17年12月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の資料等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の資料等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑤までについては、前述の源泉徴収票及び住民税の賦課資料により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、前述の資料等において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は17万円、同年12月10日は20万円、17年8月10日は17万円、同年12月10日は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福島国民年金 事案 776 (事案 752 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、当初、昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を毎年、自ら金融機関で前納していたと思い、申立てを行った。

しかし、当初の申立期間及び納付方法は記憶違いであり、父が家族全員分の国民年金保険料を別の金融機関の窓口で納付していたと聞いた。家族に未納が無いのに、私の分だけ申立期間が未納となっていることに納得できないので、再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間（当初は、昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで）に係る申立てについては、i) 申立期間が 36 か月と長期間であること、ii) 昭和 54 年 2 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金と厚生年金保険との重複期間について、同年 4 月頃に国民年金資格喪失の手続きを行い、58 年 3 月に会社を退職した後、国民年金の再加入の手続きを行ったとしているが、重複期間の国民年金保険料は、平成 17 年 5 月 31 日に還付されたことが確認できること、iii) 申立期間の国民年金保険料は、毎年自ら金融機関で前納していたとしているが、前納の記録が確認できるのは 21 年 6 月以降となっていること、iv) ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき 23 年 9 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、前回の申立期間の国民年金保険料の納付方法を変更し、「父が、家族全員分の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していたと聞いた。」と述べている。

しかしながら、i) 申立人の父は、「自分が家族全員分の国民年金保険料

を納付していたと思う。」としているが、申立期間当時の金融機関の預金通帳等の関連資料は無く、納付時期及び納付金額等の記憶は定かでないこと、ii) オンライン記録によると、当時、家族の中で申立人の兄の妻が未納となっていること、iii) 申立期間が前回申立時の 36 か月から 24 か月に変更された理由が確認できない上、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 29 日から 41 年 10 月頃まで  
私は、昭和 39 年 7 月に A 社に入社し、B 駅ビル内の店舗に勤務していた。C 業務を担当して 41 年 10 月頃まで勤務していた記憶があるので、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が 40 年 1 月 29 日となっていることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失後に入社した同僚の記憶から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の取締役は、「A 社では、厚生年金保険被保険者資格を喪失後に給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。申立人が資格喪失後も勤務していた記憶があるとすれば、一旦退職し、パートやアルバイトとして勤務していたものと考えられる。」と述べている。

また、申立人は、「申立期間中、C 業務は自分一人であり、他に C 業務として入社した者はいなかった。」と述べているところ、申立期間同時に A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「自分は C 業務として勤務し、早番と遅番の交替制であったが、申立人と一緒に C 業務を担当したことは無かった。」と述べている上、申立人を記憶している前述の同僚は、「申立人は、D 業務として勤務しており、D 業務にはパートやアルバイトが多かった。」と述べている。

さらに、A 社において社会保険関係事務に従事していた複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格喪失等の届出について、「本人が記載した『退社

届』を基に本社で作成しており、会社が勝手に被保険者資格を喪失させることは無かった。パートやアルバイトの場合は『入社届』に記載された勤務形態と勤務時間を確認し、勤務時間が短い場合は厚生年金保険には加入させていなかった。」旨を述べている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無く、前述の取締役を含む申立期間当時の役員も関係資料を保管していないため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格喪失日（昭和40年1月29日）について、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 1310

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 5 日から 51 年 11 月頃まで

私は、申立期間について、A社に継続して勤務していた。

当時から老後の年金受給を意識して、できるだけ社会保険加入の会社に勤務するよう心掛けていた。申立期間についても厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚二人の記憶により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、A社が、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、事業主は、「A社は、厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、社員の給与から厚生年金保険料の控除はしていない。」と述べている。

さらに、同僚二人は、「A社では、社員は、個々人で国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と述べているところ、オンライン記録によれば、事業主及び申立人が記憶する当該二人を含む複数の同僚は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。